

産業構造審議会 活動報告書

平成23年9月27日

目 次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

産業技術分科会	9
車両競技分科会	10
基本政策部会	11
知的財産政策部会	12

II 答申・報告書等

地域経済産業分科会	17
貿易経済協力分科会	19
産業技術分科会	20
車両協議分科会	22
伝統的工芸品産業分科会	25
情報経済分科会	26
基本政策部会	29
知的財産政策部会	30
通商政策部会	33
環境部会	35
化学・バイオ部会	40
消費経済部会	41
産業競争力部会	42

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、現在、10の分科会、11の部会、それらの下の47の小委員会等、39のWG等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

直近の一年間では、1の部会、2の小委員会、1のWGが新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

直近の一年間で、総会1回、分科会／部会18回、小委員会52回、WG等24回、総計95回開催されており、開催状況・議事要旨について、随時、経済産業省のホームページにおいて、広く公開されている。

答申・報告書等

直近の一年間に19件の答申・報告書等の取りまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図 産業構造審議会の組織（平成23年9月27日現在）

産業構造審議会		
地域経済産業分科会	工場立地法検討小委員会	
貿易経済協力分科会	経済協力小委員会	
	安全保障貿易管理小委員会	制度改正WG
	特殊貿易措置小委員会	
	国際商取引関連企業行動小委員会	
	インフラ・システム輸出部会	
	貿易保険小委員会	
産業技術分科会	基本問題小委員会	
	知的基盤整備特別委員会	
	評価小委員会	超電導材料・超伝導素子研究開発追跡評価WG
		石炭高度転換コース製造技術開発追跡評価WG
		太陽光発電研究開発追跡評価WG
	産学連携推進小委員会	
	研究開発小委員会	
航空機宇宙産業分科会	航空機委員会	小型旅客機開発事業推進専門委員会
	宇宙産業委員会	宇宙産業化WG
重面競技分科会	重面競技活性化小委員会	JKA補助事業及び交付金実行事業のあり方検討WG
	競技事業のあり方検討小委員会	
繊維産業分科会		
伝統的工芸品産業分科会	指定小委員会	
情報経済分科会	基本問題小委員会	
	情報セキュリティ基本問題委員会	
	ルール整備小委員会	
	情報サービス・ソフトウェア小委員会	人材育成WG
商品取引所分科会		
割賦販売分科会	基本問題小委員会	
基本政策部会		
新成長政策部会	競争環境整備小委員会	エネルギーWG
	事業再生小委員会	
知的財産政策部会	特許制度小委員会	審査基準専門委員会
		特許権の存続期間の延長制度検討WG
	技術情報の保護等の在り方に関する小委員会	営業秘密の管理に関するWG
	商標制度小委員会	
	意匠制度小委員会	意匠審査基準WG
	特許士制度小委員会	
	技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会	
産業金融部会	産業発展・経済成長に寄与する金融の在り方に関する小委員会	
通商政策部会	不正貿易政策・措置調査小委員会	
環境部会	地球環境小委員会	市場メカニズム専門委員会
		将来枠組み検討専門委員会
		鉄鋼WG
		自動車・自動車部品・自動車車体WG
		電子・電機・産業機械WG
		化学・非鉄金属WG
		製紙・板硝子・セメント等WG
		資源・エネルギーWG
		流通・サービスWG
		政策手法WG
		検討TF
	廃棄物・リサイクル小委員会	基本政策WG
		自動車リサイクルWG
		容器包装リサイクルWG
		プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討WG
		電気・電子機器リサイクルWG
		国際資源循環WG
		製品3Rシステム高度化WG
		使用済自動車判別ガイドラインWG
	産業と環境小委員会	
	自主行動計画評価・検証制度小委員会	
化学・バイオ部会	化学物質政策基本問題小委員会	化学物質管理制度検討WG
	リスク管理小委員会	有害大気汚染物質対策WG
		製品含有化学物質情報伝達WG
	組換えDNA技術小委員会	
	微生物開放系利用技術小委員会	
	個人情報情報保護小委員会	
	地球温暖化防止対策小委員会	フロン回収・破壊WG
		冷媒対策WG
		物質代替促進WG
	化学物質管理企画小委員会	化学物質管理・審査制度検討WG
サービス政策部会		
流通部会	専門調査会	
消費経済部会	製品安全小委員会	
	特定商取引小委員会	
	基本問題小委員会	
産業競争力部会		
環境部会・化学・バイオ部会	産業と環境小委員会・化学・バイオ部会リスク管理小委員会	産業環境リスク対策合同WG
産業金融部会・流通部会	商取引の支払に関する小委員会	支払サービス発展のための課題検討WG
新成長政策部会・サービス政策部会	サービス合同小委員会	
総会		

I 組織の変更

産業技術分科会

「太陽光発電研究開発追跡評価WG」（平成22年10月設立）

座長：菊池純一（青山学院大学教授）

設立趣旨

追跡評価（※）を評価小委員会で審議するにあたり、詳細な情報収集や分析等を行うことを目的とする。

平成22年度は、昭和49年度から開始された太陽光発電に関する研究開発について追跡評価を行った。

（※）追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトが産業・社会に及ぼした効果やインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画立案、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行う評価。

検討事項

太陽光発電に関する研究開発（昭和49年度～平成17年度）

審議スケジュール

第1回 平成23年2月9日 追跡調査結果の報告

第2回 平成23年3月4日 追跡評価報告書（案）の審議

車両競技分科会

「競輪事業のあり方検討小委員会」(平成22年9月設立)

小委員長：高橋 進 (株式会社日本総合研究所副理事長)

設立趣旨

競輪、小型自動車競走の売上げや施行自治体の経営状況を取り巻く厳しい状況が続く中、平成22年5月のJKAの事業仕分けにおいて、以下の評価結果が示された。

(1) 補助事業 交付の仕組み、審査の仕組みを抜本的に改める必要があり、現在の仕組みでの補助は廃止

(2) 交付金還付事業 廃止 (交付金率の引き下げによって対応)

事業仕分けの評価結果を受け、同年7月に車両競技分科会の下に「JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討WG」を設置。3回の議論を経て、補助事業の見直し内容(基準の明確化、審査の透明性向上等)をまとめるとともに、交付金還付事業を廃止し、交付金率を引き下げる方向を打ち出した。

次に、交付金率を引き下げつつ、競輪の円滑な運営に必要な経費を維持していくための方法論等を検討するため、同年9月に車両競技分科会の下に「競輪事業のあり方検討小委員会」を設置した。

検討事項

交付金率を引き下げつつ、競輪の円滑な運営に必要な経費を維持していくための方法論等

審議スケジュール

第1回 平成22年9月13日 競輪事業の現状及び将来見通しについて

第2回 平成22年10月20日 競輪事業のガバナンスについて等

第3回 平成22年12月15日 JKA事業の現状と課題について等

第4回 平成23年1月26日 競輪事業の資金の流れについて等

第5回 平成23年4月22日 観光の観点から見た競輪事業の活性化について

第6回 平成23年6月1日 「競輪事業のあり方検討小委員会」報告書取りまとめ

基本政策部会

(平成23年2月設立)

部会長：伊藤元重（東京大学大学院経済学研究科教授）

設立趣旨

社会保障・税制の一体改革は、「財政再建のため」だけの改革では国民の理解は得られない。成長戦略の一環として取り組むことが重要。

また、医療・介護費増大が想定される中でシステムの効率化抜きでは負担が青天井に。経済活力を損なわない負担・給付のあり方が重要。

このため、社会保障・税制の具体的な制度改革の前提となるような「少子高齢化時代における活力ある経済社会ビジョン」について検討を行う。

検討結果については、政府・与党社会保障改革検討本部や新成長戦略実現会議に提示すること等により、社会保障・税制の一体改革に貢献する。

検討事項

- (1) 社会保障給付のあり方
- (2) 社会保障を支える負担のあり方
- (3) 少子高齢化を新たな成長の源泉とする成長戦略のあり方

審議スケジュール

第1回 平成23年3月7日 現状認識と今後の検討項目について

第2回 平成23年5月18日 社会保障給付のあり方について

第3回 平成23年5月31日 社会保障を支える負担のあり方について

第4回 平成23年6月22日 少子高齢化を新たな成長の源泉とする成長戦略のあり方について

第5回 平成23年6月29日 中間取りまとめ

知的財産政策部会

「技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会」(平成22年9月設立)

小委員長：土肥一史（日本大学大学院知的財産研究科教授）

設立趣旨

デジタル化・情報通信技術の進展を背景にしたコンテンツの制作・流通形態の多様化に伴い、技術的制限手段（アクセスコントロール及びコピーコントロール）を利用したコンテンツ提供事業（スクランブル放送、コピーコントロール付DVD等）が展開していたことを踏まえ、平成11年の不正競争防止法改正において、技術的制限手段を回避する装置等の提供行為が、民事上の措置として差止請求や損害賠償請求の対象である「不正競争」とされた。

一方で、近年のインターネット技術の急速な発展を背景に、コンテンツ配信ビジネスが急速に拡大しており、コンテンツの視聴等を制限するアクセスコントロール技術の重要性が増してきている。

しかし、同時に、ゲームソフトやスクランブル放送に関する回避装置の氾濫等、アクセスコントロールの回避に係る問題が強く指摘され、特に、ゲーム産業において、権利者に無断でアップロードされたゲームソフトをダウンロードして利用するためのアクセスコントロール回避装置等（「マジコン」(※)と呼ばれる装置等）が提供されることによる被害がより深刻なものとなっている。

上記の状況を踏まえ、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2010」において、アクセスコントロール回避規制の強化を行うため、2010年度中に制度改革案をとりまとめるとされた。（参考「知的財産推進計画2010」－アクセスコントロール回避規制の強化）

現在の産業構造審議会の組織体制においては、技術的制限手段の現状・技術や、その回避による被害実態等に関する深い知識を有する専門家による委員会が存在しないため、知的財産政策部会の下に新たに「技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会」を設置し、当該小委員会において、不正競争防止法に係る制度改革案をとりまとめるべく審議を行う必要がある。

コンテンツ提供事業者間の公正な競争秩序をより確実に確保するため、不正競争防止法におけるアクセスコントロール等の技術的制限手段に係る規律の在り方について議論を行い、具体的な制度改革案をまとめる。

(※) マジックコンピュータの略。ニンテンドーDS等のゲームのアクセスコントロールを回避してゲーム等を動作させる装置の総称。

検討事項

「知的財産推進計画2010」を受け、主に、不正競争防止法に関する以下の点につき検討する。

- (1) 規制対象装置（技術的制限手段の回避装置）等の拡大
- (2) 技術的制限手段の回避装置等の提供行為への刑事罰の導入

審議スケジュール

- 第1回 平成22年 9月30日 論点整理、関係団体等からのヒアリング
- 第2回 平成22年10月19日 各論点につき議論①
- 第3回 平成22年11月26日 各論点につき議論②
- 第4回 平成22年12月17日 報告書取りまとめ

Ⅱ 答申・報告書等

地域経済産業分科会

「『工場立地に関する準則の一部改正』について」(答申)

地域経済産業分科会 (平成23年9月)

答申の概要

「工場立地に関する準則の一部改正」について適切なものであるとして了承した。

「規制改革要望等への対応の方向性（報告書）」

工場立地法検討小委員会（平成23年7月）

報告書の概要

地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会では、行政刷新会議規制改革分科会等からの規制改革要望、東日本大震災、我が国の産業空洞化等の懸念を受け、工場立地法における規制緩和等について審議し、地域準則制度の一層の活用、植栽規定の見直し等制度改革の方向性を取りまとめた。

（1）地域準則制度の一層の活用

工場立地法における緑地面積率規制は、地域準則制度等を活用し地域性を踏まえた対応を推進することが必要であり、国は地域の取り組みが推進されるよう関連諸制度の見直しや情報提供等の環境整備を行う。

①地域準則を定める際の自由度の拡大

一層の地域準則制度の活用を推進する観点から、工業専用地域における緑地面積の割合の下限を10%から5%まで地域準則の制定権限を拡大することや、緑地として認められる屋上緑地等の重複緑地の算入率を、自治体の判断で緑地面積の25%から50%の間で設定できるよう措置すること等を検討する。

②地域準則の区域の区分の明確化

山林地域や農村部地域等の用途地域の定めのない地域において、地域の実情に応じた地域準則制度の活用が進むよう、工場が森林等に囲まれている等の一定の要件を明確化した上で、新たな区域区分を追加し、自治体が実際の土地利用のあり方に応じた地域準則の割合を決定できるようにする。

（2）植栽規定の見直し

植栽規定の面積や木の本数の要件を撤廃し、限られた土地を活用しつつ周辺環境との調和を図るために小規模な緑化を推進している事例を適正に評価できる仕組みを導入するとともに、事業者の届出負担の軽減を図る。

（3）手続の迅速化・簡素化の取り組みの推進

国内投資の促進を図る観点から、工場立地法における規制の趣旨を損なわない範囲において、事業者の届出負担軽減、手続き迅速化に繋がる見直しを進める。

貿易経済協力分科会

「外国公務員贈賄防止指針」の改訂について

国際商取引関連企業行動小委員会（平成22年9月）

報告書の概要

産業構造審議会貿易経済協力分科会国際商取引関連企業行動小委員会での検討を踏まえ、外国公務員贈賄防止指針の記載を見直した。主な修正点は以下のとおり。

- (1) 行政手続を円滑に進めることのみを目的とした少額の支払いについて、不正競争防止法上の解釈を明確化。
- (2) 外国公務員贈賄罪の適用事例を追加。
- (3) 外国公務員贈賄に関して、前回改訂時（平成19年1月）以降に行われた取組（輸出信用に関する追加措置や外務省におけるODA不正腐敗事件の再発防止のための措置）を追加。

※外国公務員贈賄防止指針について

本指針は、不正競争防止法に規定された外国公務員贈賄防止罪を防ぐための企業の自主的、予防的なアプローチを促進するための参考となる指針であり、関連する参考情報（内部統制・不正競争防止法の解釈など）を提示し、企業の外国公務員贈賄罪への理解向上や予見可能性を高めるためのものである。

産業技術分科会

「産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会における評価報告書（報告書）」

評価小委員会（平成23年3月（2回）、平成23年4月（1回）、平成23年7月（4回））

報告書の概要

産業技術分科会評価小委員会においては、平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業等の評価に係る審議を行うとともに、評価結果を評価報告書としてまとめている。

直近の評価小委員会（第34回～第40回）では、7件の「技術に関する施策評価」、3件の「技術に関する事業評価（プロジェクト評価）」、1件の「追跡評価」及び27件の「事前評価」について審議、了承され、評価報告書としてまとめられた。

まとめられた評価結果は、より効率的・効果的な研究開発の実施や資源配分の重点的・効率的配分等に反映することとしている。

「新たな国家プロジェクトの創設について（提言）」

研究開発小委員会（平成23年8月）

提言の概要

産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会では、国が研究開発で新たな道を切り開くべき分野を絞り込み、研究開発投資に重点化を行うべきことや、限られた予算を効果的、効率的に活用するための新たな仕組みを盛り込んだ国家プロジェクト制度の創設を検討し、今般提言をまとめた。

（1）我が国の研究開発を取り巻く現状と課題認識

- ①官民ともに財政制約。研究開発投資の重点化が必要。
 - ・企業の研究開発は平成21年度に急減（△12%）。短期化傾向や自前主義が顕著。
 - ・国も研究開発予算に余裕なし。プロジェクトは小粒化、短期化傾向。
- ②対象技術を絞り込み（「環境・エネルギー制約への挑戦」、「少子高齢化社会への挑戦」）、我が国に強みのある「非連続型技術」に重点化。
- ③過去の国家プロジェクトの教訓等を踏まえた新たな仕組みを導入。

（2）新たな仕組みのポイント

- ①政府全体としてプロジェクト（期間、予算総額、市場導入目標等）や実施者を決定
 - ・学術研究と事業化研究の一体的実施、成果の事業化等に必要な規制緩和など、省庁の縦割りに囚われない連携を実現。
 - ・プロジェクト期間（10年以上）、予算総額、市場導入目標等の明示等により、将来の市場を予見させ、民間投資を促進。
- ②「強者連合」による成果の一元管理の下、事業化を見据えてプロジェクトを実施
 - ・護送船団的発想は排除。技術と事業の両面で最もポテンシャルの高い産学官連携の「強者連合」がプロジェクトを実施。国益に適うことを前提に、外国企業の参加も積極的に検討。
 - ・知財等の成果は、「強者連合」が一元的に管理し、無用な重複投資や、参加企業の都合による事業化の遅延などを防止。
 - ・「強者連合」に参加する大学や公的研究機関には、例えば、大学から企業等への出向期間の退職金算定期間への算入など、産学官連携を促進する制度的な対応を要請。
 - ・トップスタンダード制度を活用して、迅速に国際標準を提案。また、研究開発と一体的に認証の活用を検討。

車両競技分科会

「小松島市競輪事業に関する交付金の特例について」(答申)

車両競技活性化小委員会 (平成23年6月)

答申の概要

小松島市の競輪事業における交付金の交付期限の延長については、原案のとおり同意して差し支えないとして了承した。

「競輪事業のあり方検討小委員会（報告書）」

競輪事業のあり方検討小委員会（平成23年6月）

報告書の概要

産業構造審議会車両競技分科会競輪事業のあり方検討小委員会は、交付金率を引き下げつつ、競輪の円滑な運営に必要な経費を維持していくための方法論等を検討するため、平成22年9月に設置。同年9月以降6回の議論を重ね、6月1日に以下の報告を取りまとめた。

（1）収支改善見直し

レース数比例経緯費（選手、競技会、JKA経費等）及び競輪場比例経費の削減とともに、活性化策により売上げ減少が緩やかになれば、収支改善効果は高くなる。

活性化策が一定の効果を上げ、レース数比例経費及び競輪場比例経費とも今後5年間で3割程度削減した場合は、競輪施行者の半数は黒字を維持することとなる。

（2）活性化策

2012年のロンドン五輪では、男子に続き、女子も“KEIRIN”が正式種目となる。競輪場等の経営資源を有効活用し、競輪事業以外の収入を得ることも検討する。

競輪事業における経営本部となりうる機能を一法人に集約する（JKA、競技会、車両情報センター及び全輪協が候補）。経営本部で、顧客ニーズをくみ上げ、商品開発やサービスの向上、外国人観光客の誘致や商品開発も行っていく。

（3）管理費削減

①レース数比例経費の削減

レース数比例経費を中期的に削減していくため、競輪選手数、JKA職員数、競技会職員数等の関係人員の減少及び人件費の削減が不可欠。

- ・競輪選手の自然減を促す仕組みの構築。
- ・競輪選手数が急減し、選手共済（退職給付等）の支給が急増する場合であっても、選手会の資金繰りに支障を生じさせない対策。

②競輪場比例経費の削減

全輪協試算においては、競輪場を減らさなくても、競輪場比例経費等を今後5年間で約24%削減できるとしている。

一部の競輪施行者が、やむを得ず競輪事業からの撤退を選択する場合には、以下のような対応策。

- ・円滑な撤退への支援
- ・競輪施行者が専用場外車券場機能を維持するインセンティブの付与。

③JKA、競技会等の競輪関係団体の整理合理化

JKA、競技会、車両情報センター及び全輪協を一法人に集約。

全輪協の本部法人への統合については、競輪施行者の意見は分かれている。しかし、

少なくとも、電話投票関連事及び広報事業は本部法人に移管すべき。

(4) J K A 交付金 法改正案

【選択肢 1 - 1 : 利益から 1 号、2 号交付金を納付し、3 号交付金の比率を引き上げ】

① 赤字施行者の負担

1 号・2 号交付金は黒字の年のみ納付すれば可

② 競輪運営支援事業費の確保

競輪運営支援事業費が不足するので、3 号交付金を 0.3% → 1.5% に引き上げる。

③ 法体系

現行自転車競技法、地方競馬、競艇、オートレースの根拠法と異なる法体系になる。

【選択肢 2 : 交付金猶予特例制度の要件及び手続きの緩和】

① 赤字施行者の負担

(1 号・2 号交付金を現在の 2/3 に引き下げを想定。)

赤字の際は 1 号・2 号交付金の納付が猶予される。

ただし、猶予期間が終了した後、猶予分の交付金を納付する必要あり。

現行法の交付金猶予特例制度は、手続面で利用のハードルが高い。赤字競輪施行者にとって利用しやすい制度とする。

② 競輪運営支援事業費の確保

赤字競輪施行者が増加すると競輪運営支援事業費が不足するおそれあり。ただし、猶予分の交付金は猶予期間終了後に納付される。

③ 法体系

法体系が現行自転車競技法と変わらない。

伝統的工芸品産業分科会

「伝統的工芸品の指定内容の変更に係る答申について」(答申)

指定小委員会 (平成22年12月)

答申の概要

「会津塗」、「京石工芸品」及び「博多織」の伝統的工芸品の指定の内容変更について審議したところ、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定されている以下の指定要件を満たしているため、了承された。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること。

※伝統的工芸品の指定の内容変更についても、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定に基づき、上記要件を準用する。

情報経済分科会

「『融合新産業』の創出に向けて～スマート・コンバージェンスの下でのシステム型ビジネス展開～（中間とりまとめ）」

情報経済分科会（平成23年8月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会情報経済分科会では、IT・エレクトロニクス分野に限らず幅広い産業でデジタル化・ネットワーク化が浸透し、大きな構造変化をもたらしているとの現状認識の下、それを踏まえたITと既存産業の融合による新産業の創出に向けアクションプランの策定を中心に下記の報告を取りまとめた。

（1）「融合新産業」創出アクションプラン

あらゆる製品・サービスのデジタル化・ネットワーク化が進み、従来の事業分野・サービス区分が崩れ、ITと既存産業が融合した産業領域において新たな競争構造が生じている。こうした動きに対応するため、産業構造審議会情報経済分科会では、ITと既存産業の融合による「融合新産業」の創出を提案。

ITと融合することにより新たな価値創造が期待され、日本が要素技術等に強みを持つ次の6分野について、アクションプランを策定。

- ① スマートコミュニティの国内外展開の加速化
- ② スマートヘルスケア産業
- ③ 社会システムに組み込まれるロボット
- ④ 情報端末化する自動車と交通システム
- ⑤ スマートアグリシステム
- ⑥ コンテンツ・クリエイティブビジネス

「融合新産業」を創出するにあたり分野横断的な次の5課題についてアクションプランを策定。

- ① スマート社会のセキュリティ政策
- ② スマート社会を切り拓く融合人材と教育
- ③ 国際的アライアンスによるグローバル展開
- ④ 融合領域における新規プレーヤー創出促進
- ⑤ ビッグデータから価値を生み出す基盤となる技術強化・利活用促進

（2）今後の政策展開

また、今後の具体的な政策展開として次の4点を策定。

- ① 産官学によって構成される「融合システム産業フォーラム（仮称）」の立ち上げ
- ② 融合システムの設計・開発・輸出の支援
- ③ 産業革新機構等による事業化に伴うリスクマネーの供給

④ 戦略的な標準化活動の促進

(3) 震災復興

最後に東日本大震災からの復興について、IT・エレクトロニクス分野における3つの柱からなる貢献策を提言。

- ① 被災地域における各種プロジェクト等の重点的・先行的実施
- ② クラウド利活用による中小企業再生支援等
- ③ 情報発信、リテラシー対応

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂について

ルール整備小委員会（平成22年10月、平成23年6月）

準則の概要

電子商取引、情報財取引等の新たな技術を活用した取引態様に関する様々な法的問題点については、そのようなものを想定せずに制定されている民法等の法律がどのように適用されるのかが明確であるとは言い難い。事業者や消費者が安心して取引に参加できる法的な環境を構築するためには、このような法律がどのように適用されるのかを明らかにしておくことが重要であり、このため、経済産業省は「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下、「準則」という。）を公表し、取引当事者の予見可能性向上を図ってきた。

産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会は、この準則の改訂案を取りまとめ、これに基づいて、経済産業省は以下の通り、平成22年10月と平成23年6月に準則の改訂版を公表した。

（1）平成22年10月改訂

近年、インターネット関連事業者の海外展開の動きが相次いでいることから、越境電子商取引の法的問題の明確化を図るため、以下の通り準則の改訂を行った。

- ・事業者間取引についての国際裁判管轄及び適用される法規（修正）
- ・消費者と事業者の間の取引についての国際裁判管轄及び適用される法規（修正）
- ・生産物責任と国際裁判管轄及び適用される法規（新規）
- ・インターネット上の名誉・信用の毀損と国際裁判管轄及び適用される法規（修正）
- ・その他、法改正等に伴う修正

（2）平成23年6月改訂

近年発生している、インターネット関連の消費者トラブル等も考慮し、電子商取引、情報財取引等の法律の適用の明確化を図るため、以下の通り準則の改訂を行った。

- ・ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性（修正）
- ・未成年者による意思表示（修正）
- ・インターネット通販における返品（新規）
- ・CGM（Consumer Generated Media）サービス提供事業者の違法情報媒介責任（修正）
- ・インターネット上の著作物の利用（修正）
- ・サムネイル画像と著作権（修正）
- ・国境を越えた商標権行使（新規）
- ・その他、法改正等に伴う修正

基本政策部会

「少子高齢化時代における活力ある経済社会に向けて－経済成長と持続可能な社会保障の好循環の実現－」

基本政策部会（平成23年6月）

報告書の概要

少子高齢化時代における活力ある経済社会のあり方について検討し、下記のとおり中間取りまとめを行った。

（1）少子高齢化時代における活力ある経済社会のあり方

少子高齢化の中で活力ある経済社会を形成するためには、経済成長と社会保障の好循環を形成することが必要。

現在の社会保障を維持すると、将来世代や現役世代の負担が過度に重くなり、経済活力を損なう恐れ。

経済成長と持続可能な社会保障の好循環を形成するためには、社会保障の持続可能性の確保と、少子高齢化を新たな成長の源泉とするための成長戦略を同時に推進することが必要。

（2）社会保障給付のあり方

下記の3点を基本原則に、給付の重点化を進めるべき。

- ①本当に必要とする方にサービスが提供されること
- ②自助の支援を出発点とし、自助、共助、公助を適切に組み合わせること
- ③民間活力を積極的に活用すること

（3）社会保障を支える負担のあり方

社会保障の財源を確保するためにやむを得ず増税を行う場合には、財源としての安定性、公平・公正な負担という観点や経済への影響、企業の競争環境という面を考慮すると、増税の時期・制度設計等については留意しつつも、消費税を引き上げることにより、財源の確保を図るべき。

（4）長寿社会における成長戦略

長寿化による高齢者の肉体的若返りや就労促進により、2020年に高齢者世帯の消費水準が現在より10歳程度若返ったと仮定すると、高齢者消費が17兆円追加的に拡大。これにより、自然体では2015年頃にピークを迎える我が国全体の消費も、2020年まで安定的に拡大。こうした消費拡大に伴い、2020年に約230万人程度の雇用創出が見込まれる。そこで、少子高齢化を新たな需要や雇用の創出につなげるための成長戦略を推進。

- ①全ての世代の就労促進
- ②ライフ・イノベーション
- ③シルバー・イノベーション

知的財産政策部会

「特許制度に関する法制的な課題について（報告書）」

知的財産政策部会（平成23年2月）

報告書の概要

知的財産政策部会では、オープン・イノベーションの進展等の知的財産を取り巻く環境変化に適切に対応し、イノベーションを通じた我が国の成長・競争力強化に資するため、主に、活用の促進、紛争の効率的・適正な解決、権利者の適切な保護、ユーザーの利便性向上の観点から、特許制度に関する法制的な課題について検討を行い、下記のように取りまとめた。

（1）活用の促進

①登録対抗制度の見直し

通常実施権について、登録を必要とせず、自ら通常実施権の存在を立証すれば第三者に対抗できる「当然対抗制度」を導入すべきである。

（2）紛争の効率的・適正な解決

①特許の有効性判断についての「ダブルトラック」の在り方

再審による紛争の蒸し返しの防止や、無効審判の更なる審理の迅速化等を図った上で、現行の特許の有効性判断に関する「無効審判ルート」と「侵害訴訟ルート」の利用を許容することとすべきである。

②侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱い

先に確定している特許権侵害訴訟判決との関係においては、確定審決の遡及効又は遡及効に係る主張を制限すべきである。

③無効審判ルートにおける訂正の在り方

無効審判に「審決予告」を導入し、審判合議体の判断を踏まえた訴訟提起後の訂正を確保した上で、訴訟提起後の訂正審判の請求は禁止すべきである。

④無効審判の確定審決の第三者効の在り方

無効審判の確定審決の効力のうち、第三者効を廃止すべきである。

（3）権利者の適切な保護

①差止請求権の在り方

差止請求権の在り方については、国内外の権利行使の実態や諸外国における議論、国際交渉や我が国判例などの動向を踏まえつつ、多面的な検討を継続することが適当である。

②冒認出願に関する救済措置の整備

冒認出願等をされた真の権利者について、特許権設定登録後に、特許権の移転請求を認める救済制度を導入すべきである。

(4) ユーザーの利便性向上

①特許法条約（P L T）との整合に向けた救済手続の導入

特許協力条約（P L T）に即し、外国語書面出願、外国語特許出願の翻訳文の提出期間徒過に関し救済手続を導入し、特許料納付期間徒過に関する救済措置の要件を緩和することが適当である。

②グレースピリオドの在り方

特許を受ける権利を有する者による公表によって公知となった発明は、その公表態様に係わらず、新規性喪失の例外規定の適用対象とするべきである。

④特許料金の見直し

審査請求料及び国際出願の調査手数料等を引き下げるべきである。また、減免対象者の要件の緩和、特許料減免期間の延長等を行う必要がある。

※ 上記の検討結果を踏まえた特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号）が5月31日に成立済（平成24年4月1日施行予定）。

「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（報告書）」

技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会（平成23年2月）

報告書の概要

昨今、ゲーム機に付されているアクセスコントロールといった技術的制限手段を回避し、違法な海賊版ゲームソフトの使用を可能とする装置等が横行し、コンテンツを取り扱う事業者に甚大な被害が生じている。

このような状況を踏まえ、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会において、アクセスコントロールといった技術的制限手段に係る不正競争防止法における規制の在り方について以下のとおり取りまとめた。

- (1) アクセスコントロール回避機能以外の機能を有していても、実質的にそれを回避するために用いられている装置を新たに規制対象に追加する。
- (2) アクセスコントロールを回避する装置の提供行為について、刑事罰を導入する。

通商政策部会

2011年版不公正貿易報告書」(報告書)

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成23年5月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

(1) 第一部

第一部においては、主要貿易相手国11ヶ国を含む14ヶ国・地域の計131件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。本年は、新規案件として9件（昨年は11件）の政策・措置を掲載、強制規格や安全規制など国内政策としてとられる措置が増加傾向にあることを指摘している。

2011年版の新規掲載案件は以下のとおり。

- ① 中国
 - ・日本製クロロプレンゴムに対するアンチ・ダンピング
- ② インドネシア
 - ・鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題
- ③ 米国
 - ・リチウム電池輸送規制案
 - ・包括的イラン制裁法（CISADA）
- ④ インド
 - ・自動車タイヤに対する独自規格
 - ・電気通信事業者の免許条件に係る規制強化
- ⑤ ロシア
 - ・穀物禁輸措置
- ⑥ ウクライナ
 - ・穀物輸出数量制限
- ⑦ トルコ
 - ・商標権侵害問題

(2) 第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。今年版では、単なる措置の国際貿易ルール整合性だけではなく、

措置の背景・目的及び政策的示唆がある案件として、中国のレアアース政策を特集として取り上げた。

(3) 第三部

WTO協定を補完する新たな国際ルールとして機能し、今後、紛争処理のベースともなる経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。また、投資協定に基づく投資家（私人）対国家の国際仲裁についても、我が国企業の投資・経営判断の幅を広げる一助とするため、主要ケースを具体的に紹介している。加えて、産業界が外国政府の問題措置について、日本政府への申し入れを行う参考とするため、経済連携協定で設置が認められているビジネス環境整備委員会の他、日本政府と外国政府の各種政府間会合の紹介も行っている。

環境部会

「産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける議論の中間整理（中間とりまとめ）」

地球環境小委員会政策手法WG（平成22年9月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループでは、国内排出量取引制度を含む地球温暖化対策の政策手法のあり方について検討を行い、下記の間際整理を取りまとめた。

（1）国毎のCO₂削減余地、費用等の違いについて

我が国産業の生産技術、効率は世界最高の水準にあり、限界削減費用は、先進国の中でも極めて高い。EUや米国に比べても、我が国では0～50ドル程度で削減できる余地が少なく、100～500ドル程度の高コストの対策の比率（60%超）が高い。特に、産業部門の削減余地は、欧米に比べて小さい。

このように、国毎に温暖化対策に係る限界削減費用が異なっている中、政策手法の有効に機能する組み合わせも、国毎に異なってくる。

（2）政策手法ごとの特性、有用性について

①価格付けによる抑制措置

炭素価格の国際的な実績、見通しが0-50ドルの範囲内であること等を踏まえると、排出量取引制度等、炭素に価格付けをして排出を抑制する政策手法は、専らCO₂ 1t当たり0-50ドル程度の対策にその有用性は限定される（50ドルを超える価格帯の対策には、有効性が低いと考えられる。）

我が国、特に産業部門においては、そもそも、0-50ドル程度の価格帯における削減余地は少なく、排出量取引制度等の有用性は限定的。

②支援措置

同じ経済的手法であっても、支援措置は、排出量取引制度や高率の環境税のような抑制措置と異なり、炭素リーケージ（※1）が生じず、効果的。

技術開発や、ライフサイクル評価（※2）等に優れた低炭素製品の製造、普及への支援措置については、国際競争力や、国内投資、雇用の創造の観点からも大きな意味があると考えられる。

財源の問題については、広く薄い低率の環境税を活用することも可能。

③規制的・誘導的手法

各分野の現状・特性を踏まえて、きめ細かく規制・誘導する、規制的・誘導的手法が、CO₂の限界削減費用が高い我が国では、有効と考えられる。

実際、我が国では、これまで、産業界による取組や、省エネ製品のトップランナー基

準等の省エネ法による規制等が、具体的な成果を上げてきている。

(3) 我が国の条件に照らした適切な組み合わせの必要性

我が国における限界削減費用(※3)の高さを踏まえると、排出量取引制度や高率の環境税のように、炭素価格により排出を抑制する手法の効果は限定的。(※4)

技術開発や製品普及への支援措置を、財源としての環境税と組み合わせていく手法や、それぞれの分野の現状・特性を踏まえた計画的な削減が可能な規制的・誘導的手法に重点的に取り組んでいくことが有効であると考えられる。

※1：炭素リーケージ＝ある国で CO₂ の排出に関する規制を厳しくした場合に、企業等が規制の緩やかな他の国に流出してしまうこと。

※2：ライフサイクル評価＝製品の製造段階における環境負荷だけでなく、使用段階や廃棄段階等も含めた製品のライフサイクル全体で環境負荷を評価すること。

※3：限界削減費用＝追加的に CO₂ を 1 トン削減するために要する費用（\$/トン CO₂）

※4：炭素価格により排出を抑制する手法が現実的に機能すると考えられる、CO₂ 1 トン当たり、0-50 ドル程度までの価格帯における、我が国(特に産業部門)の削減余地が少ないため。

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会（平成22年10月）

※中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会との合同会合により取りまとめ。

報告書の概要

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会では、プラスチック製容器包装の再商品化手法としてケミカルリサイクル手法よりも材料リサイクル手法を優先的に取り扱っていることに関し、平成19年1月から中長期的な課題も含め多様にわたる課題について検討を行ってきた。本取りまとめにおいては、環境負荷の低減や経済コストなどの観点から検証を行い、プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方について下記の報告を取りまとめた。

(1) 環境負荷の低減の観点からの材料リサイクルの評価

分別収集量の増加や分別収集・輸送行程の変化、家庭での洗浄の変化といった事項の変化が環境負荷等にどのような影響を及ぼすのかについて感度分析を行った結果、材料リサイクル手法の環境負荷は、市町村や特定事業者、市民等の協力により改善・発展の余地があると言える。

(2) 経済コストの観点からの材料リサイクルの評価

材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法の落札単価を比較すると後者の方が大幅に安価であるが、この価格差は再商品化商品の質が不十分で売価が低いことが原因であることを考慮すると、再商品化手法の落札単価の低減を図ることよりも、再商品化商品の質の向上を図り売価を高くすることが重要である。

(3) 当面の課題と今後のプラスチックリサイクルの在り方

次期容器包装リサイクル法の見直しの際に現行の取扱いを見直すことを前提に、引き続き材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限（優先枠）を設けることとする。また、材料リサイクルについては、リサイクルの質や技術的側面などにおいて引き続き改善・発展の余地があるため、リサイクルの質等を向上させる方策を講ずることが必要である。また、プラスチック製容器包装の収集量を増やす方策を講ずるとともに、容器包装リサイクル制度が抱える諸課題に関する議論を深めることも必要である。次期容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、上記の結果を踏まえた検討を行う。

「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会使用済自動車判別ガイドラインWG（平成23年2月）

※中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会使用済自動車判別ガイドラインWGとの合同審議会

報告書の概要

使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではない。そのため、様々な場面毎の判断の手順や関係者の関与のあり方、実際の判断基準を整理し、判断の拠り所とするガイドラインを策定した。

（1）使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン

所有者がその使用を終えた自動車は、多様なルートをたどり、使用済自動車として適正処理される。

① 引取業者からの必要な情報の提供

- ・経済的価値、損傷状態、走行距離、年式、預託金相当額、自動車諸税還付などについて、車両の状況と照らし合わせた判断材料の提供。
- ・「使用済自動車引取依頼書」や中古車の「譲渡証明書」など、書面による意思確認・情報提供の実施。
- ・引取業務研修システム等を活用した、継続的な業務資質の向上。

② オートオークション（AA）会場における取扱い

- ・AA会場を通じた中古車取引が拡大する中、低年式車や多走行車等を扱う「低価格車コーナー」を設置する会場も増加。
- ・会場毎に定めている出品を断る事例、流札した車両の取扱いに関する取り決め等に関係者間で共有し、認識の共有化を図る。
- ・流札車両や使用済自動車と思われる車両の取扱いについては、定期的な各会員会場等への周知徹底等自主的な取組が図られるべき。

（2）不法投棄・不適正保管への対応に向けた使用済自動車判別ガイドライン

不法投棄・不適正保管の車両に対する地方公共団体による指導の迅速化・効率化のため、判断に資する具体的な要件の設定が必要とされている。

① 占有者が確知されない不法投棄疑い事案

【自動車としての本来の用に供する状態であるか】

主要部品の装備状況、車両の損傷状態

【継続使用の意思が認められるか】

（そもそも継続使用の意思がある可能性は低い、補強材料として）

ナンバープレート、車台番号の存否、使用の形跡等

- ・また、燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や、崖下投棄など投棄の意図が明らかな車両は使用済自動車との判断が妥当。

② 占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案

【自動車としての本来の用に供する状態であるか】

主要部品の装備状況、車両の損傷状態

【継続使用または自動車として譲渡の意思が認められるか】

車台番号や車検証の存否、部品の取り外し状況等

【継続使用を前提とした管理がなされているか】

保管方法、保管場所等

化学・バイオ部会

「代替フロン等3ガスの排出抑制の課題と対策の方向性（中間論点整理）」

地球温暖化防止対策小委員会（平成23年2月）

中間論点整理の概要

高い温室効果を有し、今後排出量の大幅な増加が見込まれる代替フロン等3ガスの排出抑制対策について、冷凍空調分野の冷媒排出抑制対策とそれ以外の分野における低温室効果物質への代替促進対策の両面から検討を行い、対策の基本的な方向性を取りまとめた。

（1）代替フロン等3ガスの現状と課題

高い温室効果を持つ代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）については、これまで産業界の自主行動計画や政府支援により大幅に排出削減が進んできたが、民生分野で使用される冷凍空調機器の冷媒がオゾン層破壊物質から代替フロン（HFC）へ転換することにより、今後排出量は大幅に増加することが見込まれる（2020年の排出量見通しは2009年の2.6倍）。このため、その排出抑制対策が急務である。

特に、今後の主要な排出源となる冷凍空調分野の冷媒排出抑制が重要であり、冷凍空調機器使用時の排出抑制と廃棄時の冷媒回収促進、低温室効果の冷媒への代替促進が課題。また、それ以外の分野でも代替候補の存在する分野においては、低温室効果物質への物質代替促進が課題。

（2）冷媒対策の方向性

冷媒空調分野からの排出抑制のため可能な対策を総動員する。冷凍空調機器の使用時排出抑制・廃棄時回収促進のため、メーカー、設備業者、ユーザー3者の連携・協力による世界最高水準の冷媒管理体制構築必要を目指すこととし、そのための実証モデル事業を開始する。また、冷媒代替促進のため、世界最先端の冷媒代替技術の開発・現場実証を行う。

（3）物質代替促進の方向性

カーエアコン、断熱材、エアゾール、マグネシウム casting、洗浄剤・溶剤の各分野について、産業界と国等との連携により安全性の確保等それぞれの課題を克服しつつ代替促進に取り組むとともに、将来的な分野別の制度的対応を含め更なる対策も視野に入れた検討を行う。

消費経済部会

「平成22年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況（報告）」

「電気用品安全法技術基準体系等見直しアクションプラン（策定）」

製品安全小委員会（平成23年5月）

報告等の概要

消費経済部会製品安全小委員会において製品安全文化の構築に向けての検討が継続して審議されてきた。製品事故情報の報告義務化については、平成19年5月に消費生活用製品安全法を改正して、重大製品事故報告・公表制度が創設された。本制度については、施行後、一年ごとの施行状況の報告を実施しており、本年も下記（1）の報告を行った。

このように製品事故の発生から事故情報収集、消費者への注意喚起、事故原因分析、リコール等の事業者対応や技術基準省令の改正等の法令への反映等が体系的に行われる体制の整備が図られてきたところであるが、これに加えて、日々進化する新技術・新製品に対して、迅速な対応を行う必要があることから、電気用品安全法技術基準等体系の見直しのアクションプランを下記（2）のように策定した。

（1）平成22年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況

①施行状況の概要

- ・平成22年度の重大製品事故受付件数は1,141件
- ・重大製品事故を契機としたリコールは16製品

②今後の課題

- ・事故原因調査の迅速化
- ・リコールの実行性確保の徹底

（2）電気用品安全法技術基準体系等見直しアクションプランの策定

平成22年7月に策定された電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画に基づき、主な検討項目である「規制対象品目の大括り化」及び「個別技術基準の性能規定化」について具体的な検討課題と作業工程について定めた電気用品安全法技術基準体系等見直しアクションプランを策定。今後、同アクションプランに基づいて見直し作業を行う。

産業競争力部会

「大震災後の我が国の産業競争力に関する課題と対応 ～かつてない空洞化の危機を乗り越えるために～（中間とりまとめ）」

産業競争力部会（平成23年6月）

報告書の概要

産業構造審議会産業競争力部会では、本年6月1日及び22日の二回にわたり議論を行い、大震災によって、日本経済を取り巻く環境はどのように変化し、顕在化した課題は何なのかを特定するとともに、日本再生のために、どのような施策を採るべきかを具体的に検討し、以下の報告を取りまとめた。

（1）背景 ～果断に実行あるのみ～

昨年6月の「産業構造ビジョン 2010」で提案した施策は、「新成長戦略」に反映されてその具体化と実現のプロセスにあったが、その矢先に大震災が発生した。今、政府に求められるのは、大震災が問いかける我が国経済社会の脆弱性を直視した対応を取りつつ、従来からの構造的な問題に対する処方箋を果断に「実行」すること。

（2）現状認識 ～大震災は日本経済の何を変えたのか？～

大震災前からの課題（為替、法人税、環境・労働規制など）に加えて、大震災後、以下のような新たな課題に直面。

- ①成長期待の低下
- ②電力需給の逼迫とコスト上昇懸念
- ③製造業サプライチェーンの「脆弱性」の顕在化
- ④海外における日本ブランドの信頼性の低下

（3）今後の施策の方向性

日本経済が直面するかつてない国際競争力の低下と産業空洞化の危機（停滞の中の危機）を乗り越えるために、「新成長戦略」及び「産業構造ビジョン 2010」の施策の「実行」に加えて、以下の対応を検討。

- ①産業空洞化の防止
 - ・産業競争力の観点からのエネルギー政策
 - ・サプライチェーンの強靱化
 - ・我が国の立地競争力の強化
- ②成長力の創出・強化
 - ・海外市場の開拓
 - ・新たなビジネスの育成
 - ・人材力技術力の強化 等